

境港管理組合が発注する建設工事(鳥取県属地)における 最低制限価格の見直し

平成28年4月1日
境港管理組合

下請業者との適正な下請契約の締結、建設労働者の適切な賃金水準確保等、現場就労環境の改善及び担い手確保・育成の取組促進等の観点から、建設工事に係る最低制限価格を下記のとおり引き上げます。

(1) 見直し内容

区 分	現 行	改 正 後
最低制限価格の範囲	予定価格の 2/3 以上 (概ね <u>90%</u> 程度)	予定価格の 2/3 以上 (概ね <u>92%</u> 程度)
最低制限価格の算定式の公表	非公表	改正なし
最低制限価格の公表	事後公表	改正なし

(2) 見直しの時期

平成28年4月1日以降に調達公告を行う建設工事から、適用します。